

中期目標・中期計画（素案）

九州大学

平成15年9月30日

国立大学法人九州大学の中期目標・中期計画（素案）

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>（前文）大学の基本的な目標</p> <p>九州大学は、世界中の人々から支持される高等教育を一層推進するため、平成12年1月に「九州大学教育憲章」を制定した。また、より善き知の探求と創造・展開の拠点として、人類と社会に真に貢献し得る研究活動を促進していくため、平成14年1月に「九州大学学術憲章」を定めた。</p> <p>「九州大学教育憲章」では、教育の目的を、秀でた人間性、社会性、国際性、専門性を有し、様々な分野において指導的立場で活躍する独創性を有する人材を育成し、日本と国際社会の発展に貢献することと定めている。また、「九州大学学術憲章」は、真理探求の道とそこに結実した叡智を将来に伝えてゆくことと、世界に誇り得る先進的な知的成果を産み出してゆくことを研究の使命と定め、研究活動における大学の理念と倫理性の重視、社会的・国際的貢献への努力、研究と教育との調和・融合並びに研究活動における大学としての一体性を掲げている。</p> <p>九州大学は、教育憲章と学術憲章に掲げる使命と理念を達成するために、教育においては、全学教育、学部専攻教育及び大学院教育を通して活力あふれる一貫教育を展開し、研究においては、学術文化の発展と21世紀の人類が抱える様々な問題の解決に貢献するため、卓越した基礎研究の拠点形成を恒常的かつ積極的に推進する。また、日本の基幹大学として、多様かつ学際分野での研究を推進するとともに、これまで積み重ねてきた実績に基づく「新しい科学の創造」と地理的、歴史的必然が導く「アジアをテーマとする研究」を推進し、世界最高水準の教育・研究拠点を目指す。</p> <p>さらに、九州大学は、平成7年3月に策定した「九州大学の改革の大綱案」に掲げた基本構想、即ち「国際的・先端的教育研究拠点の形成」と「自律的に変革し、活力を維持し続ける社会に開かれた大学の構築」を実現するために、学府・研究院制度の導入など多くの改革を進めてきた実績を踏まえ、本中期目標においては、二つの憲章に掲げる使命・理念を着実に具現化するとともに、九州大学が自律的に進めてきた改革を一層発展させるため、次に示す(1)～(8)の基本的目標を掲げる。</p>	

これらの基本的目標を追求する過程において、特に学府・研究院制度の下での「5年ごと評価，10年ごと組織見直し」制度による戦略的組織編成の基本方針と，大学の戦略的教育研究活動に対する「人・資金・時間・空間」の合理的な優先配分の基本方針を機能させる。

(1) 教育に関する基本的目標

全学教育（教養教育），学部専攻教育及び大学院教育を通して，教育目標・到達目標を明確にし，学生に対する厳格な成績評価を実施するとともに，効果的な教育の実施を目指して，教育内容・方法等についての点検・評価・改善のサイクルを機能させる。その際，全学教育，学部専攻教育及び大学院教育との整合性・連携並びに教育研究組織間の有機的な連携を図る。

(2) 研究に関する基本的目標

各研究院・附置研究所・研究センター等の多様な分野における個別専門研究の目的・目標を明確にし，これらの研究の先鋭化，個性化を促進する。また，アジア指向の研究，新創造科学への展開を目指した研究及び人文・社会・自然科学間の融合を必要とする研究等，将来重要になると予想される新しい領域の研究を展開し，世界の中核的研究拠点大学として人類と社会に貢献することを目指す。

(3) 社会との連携に関する基本的目標

知の探求・継承と人材育成を通じて社会に貢献するとともに，教育研究成果に基づいて社会をリードし，社会連携・産学連携機能を強化することにより，社会的ニーズへの対応を促進する。

(4) 国際交流に関する基本的目標

大学全体としての統一的な国際交流戦略の下に，国際的な通用性や共通性を高めつつ，アジアを始め世界に開かれた大学となることを目指す。

(5) 業務運営・財務・社会への説明責任等に関する基本的目標

総長のリーダーシップを基本骨格とする戦略的・効率的な業務運営，「知」の拠点に相応しい多様な人事構成の実現を可能とする人事制度の構築，自己収入の増加・経費の抑制等による効率的な経営，評価に基づく改革サイクルの実現等を図る。また，教育研究活動の状況その他の大学が保有する各種情報を社会に積極的に公開する。

(6) キャンパス整備・活用等に関する基本的目標

「九州大学新キャンパス・マスタープラン2001」（平成13年3月策定）に基づく統合移転計画を推進するとともに

<p>に，附属病院再開発計画及び既存施設の計画的整備等を推進する。その際，キャンパス及び周辺地域の環境保全に配慮し，九州大学を核とした地域・自治体・産業界の連携による学術研究都市づくりを推進する。また，各キャンパスを有機的に結合し，総合的な見地から最大限の活用を図る。</p> <p>(7) 大学統合に関する基本的目標 九州大学と九州芸術工科大学それぞれが独自に形成してきた教育・研究成果を基に，芸術的感性と諸科学の融合を促し，新しい価値を創造し得る教育・研究を積極的に展開する。</p> <p>(8) 情報政策に関する基本的目標 九州大学の情報・通信基盤を整備し，学習・教育・研究・事務の高度情報化を図るとともに，「知」の拠点として，積極的な国内外の大学・研究機関との学術情報交換の促進や情報技術を活用した有為な人材育成を目指す。</p>	
<p>中期目標の期間及び教育研究上の基本組織</p> <p>1 中期目標の期間 中期目標の期間は，平成16年4月1日から平成22年3月31日までの6年間とする。</p> <p>2 教育研究上の基本組織 九州大学の中期目標を達成するため，別表に記載する学部，学府，研究院及び附置研究所を置く。</p>	<p>学部，学府の学生収容定員は別表のとおりとする。</p>
<p>大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標 (1) 教育の成果に関する目標 「九州大学教育憲章」の理念・目標の実現のために，全学教育，学部専攻教育，大学院教育を通して，様々な分野において指導的な立場で活躍できる人材に求められる的確で総合的な判断力，それを支える幅広い関心と専門的能力，国際性と倫理性並びに創造力を培う。そこでは，生命の尊厳を基本理念としつつ，社会と学問の変化に柔軟に対応できる能力と自ら不断に学ぶ能力を重視する。</p> <p>1) 学士課程 全学教育 大学での学習への適応力並びに学習意欲の形成を図り，豊かな教養と外国語能力・情報処理能力及び専門の学習を進めるための基礎能力を培う。</p>	<p>大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置 (1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置 「九州大学教育憲章」の理念・目標についての不断の自己点検・評価等に基づき，全学教育，学部専攻教育，大学院教育のそれぞれについて，常に改善していくシステムを確立する。</p> <p>1) 学士課程 全学教育 豊かな教養の基盤となる幅広い分野のカリキュラムを提供する。国際化に伴い現代社会が求める様々な要求に応え得る外国語教育の充実を図る。情報化社会の中で様々な分野で活躍する基盤として，情報リテラシー教育及び情報倫理等に関する教育を充実させる。</p>

学部専攻教育

学問への意欲と基礎的能力に基づく幅広い専門的能力の修得を図り、主体的に自らの進路を選択するなど、自立した社会人を育成する。

2) 大学院課程

大学院重点化大学として、新しい分野を開拓できる創造性豊かな優れた研究者及び高度な専門的知識・能力を持つ職業人の養成と社会人再教育のため中核的な役割を果たす。

3) 外国人留学生教育

教育の国際化及び教育における国際貢献の観点から、優秀な外国人留学生を積極的に受け入れるとともに、円滑な修学が行われるよう日本語能力及び日本事情の理解の向上を図る。

各学部の専門分野を学ぶ上で共通する基礎的な能力を養うカリキュラムを充実させる。様々な社会体験や、主体的に進路を選択する能力を養うための教育を充実させる。

学部専攻教育

専門科目を学びながら次第に自らの専攻を定めていく教育システムを確立する。学問への魅力を感じさせ、大学院への進学意欲を高めるため、大学院科目の開放等、教育環境を整備する。

学士課程で学んだ知識を基に、積極的に社会に貢献できる場を獲得できるよう、各種国家試験の合格率の向上や国家資格を取得できる支援策を充実させる。

2) 大学院課程

新しい学問分野を切り開き、時代と社会の要請に応えるために、各学府において具体的教育目標を設定する。

高度な専門的知識・能力を持ち社会に貢献する人材を育成するため、専門職大学院(ビジネススクール、ロースクール等)を整備・充実する。

社会人の大学に対する教育要求に対し、様々なレベル、態様に応じて教育できる体制を検討・整備する。

3) 外国人留学生教育

指導・支援体制の整備、宿舍の整備等の受入環境を向上させ、外国人留学生の受け入れ数を増加させる。

外国人留学生の多様なレベルの日本語能力修得の要求に対応できる日本語教育の実施及びその充実を図る。

専門能力を更に高める観点から、英語による授業の拡充を図る。

4) 学生の海外派遣

履修指導を充実し、短期留学(数ヶ月以上)による外国の大学への派遣数を増加させる。

留学意欲を高めるため、その基盤となる外国語教育、経済的支援策を強化する。

5) 卒業後の進路等に関する具体的方策

大学院進学に対する指導体制の充実と学生の就職活動への相談体制、支援策を充実する。

卒業後の進路について、継続的な把握と評価のシステムを確立する。

就職活動への支援策を充実させるため、企業が求める人材の調査研究を実施する。

6) 教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

学生ごとの単位修得状況や毎学期の授業クラスごとの成績状況が即時に把握できる修学支援システムを構築する。

教員を対象に、学生の能力や関心度等を含んだ教育の効果についての調査を実施する。学生を対象に、授業ごとの理解度や満足度等に関する調査を実施する。

卒業生を対象とした本学での学習の成果についての調査及び雇用者等を対象とした卒業生の能力についての調査を実施する。

(2) 教育内容等に関する目標

1) 学士課程

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

1) 学士課程

アドミッションポリシーに関する基本方針
アドミッションポリシーを明確にし，能力と適性等の多面的な評価を行う多様な入学者選抜方法を実施する。

教育課程に関する基本方針
高校教育からの円滑な接続を図るとともに，全学教育の目標とその実現並びに全学教育と不可分な学部専攻教育を着実に実施することにより，自らの専攻を学びながら定めていく教育システムを構築する。また，このシステムは大学院教育への連結にも留意したものとす。

教育方法に関する基本方針

学部入学選抜に関する具体的方策
AO(アドミッション・オフィス)選抜方式の検証をはじめ，異なる入学選抜方式の比較を含めた追跡調査を一層充実し，選抜方式の改善に努める。
高校との連携協力を促進し，高校教育の変化や取組みを注視する(平成15年度からの高等学校新学習指導要領の施行に伴う大学入試センター試験の教科・科目の利用及び個別学力検査の出題教科・科目の検討を含む。)とともに，様々な機会・方法によりアドミッションポリシーの周知・徹底を図る。

文系学部(文学部，教育学部，法学部，経済学部)の学士課程教育の在り方の見直しと関連して，入学選抜の枠組みとその方法を検討する。

教育課程に関する具体的方策
学生の自主性を重視した「21世紀プログラム」課程に係る，教育方法の開発研究とその実施体制の整備を行う。

全学教育，学部専攻教育を通じ，広い分野の学問への関心を持たせるために設けた「総合選択履修方式」制度を整備・確立し，その運用の改善を図る。

専門科目を学びながら次第に自らの専攻を定めていく教育システムとして，また，全学教育の充実の観点から，文系学部の学士課程教育の在り方について検討する。

幅広く豊かな教養と専門能力を高める方策として，主専攻・副専攻制度の導入を検討する。

専門知識の向上や大学院進学意欲を高めるため，優秀な学生に大学院開設科目の履修を可能とする。

教育の国際化に対応できる能力を身に付けさせるための英語による授業科目を設定する。

- 全学教育に関する具体的方策 -

高校教育における履修内容等に留意し，必要に応じて新たな授業科目を開設するとともに，適切な履修指導を行う。

現代社会の諸要求に応える外国語教育の在り方を検討し，積極的な再編・整理を行う。英語の運用能力向上のため，学生の能力別にTOEFLやTOEIC等の達成目標を定め，その達成のための支援授業を行う。

アジアの大学との交流に重点を置き本学の方針を踏まえ，アジア言語の履修を促進するためのカリキュラム改訂及び履修指導を行う。

情報科学・情報社会学関連の教員や情報基盤センターと図書館との連携により，高校までの履修も考慮した情報リテラシー関連科目の充実を図る。

情報を扱うために必要な情報倫理，情報化社会における法的，経済的，心理的側面を理解する授業科目を充実する。

学問を進める上での共通基盤となり，専門教育の準備のために必要な基礎科学科目について，整備・充実を図る。

学生の社会参加を積極的に促進するためのボランティア教育等の授業科目を充実する。

学生が主体的に進路を選択できる能力等を育成するため，インターンシップなどの実施や学生の就業意識の形成に資する授業科目を設ける。

教育方法に関する具体的方策

科目内容に応じた有効な授業形態、授業方法、学習指導法の採用に努める。また、それらの実施状況を調査するとともに、方法等の研究・開発に積極的に取り組む。

成績評価に関する基本方針

授業の達成目標及びそれに基づく多面的な成績評価基準を定める。

2) 大学院課程

アドミッションポリシーに関する基本方針

九州大学の学生のみならず、広く他大学や外国の大学出身者及び職業経験者で、学習能力及び学習意欲を備えた者を積極的に受け入れる。

教育課程に関する基本方針

新しい学問的・社会的要請に柔軟かつ適切に対応しつつ、体系的な教育課程の整備と指導体制の改善を図る。

教育方法に関する基本方針

教員個人の研究指導だけでなく、組織的な研究指導体制を取るとともに、専攻の枠を越えた教育の協力体制を促進する。

成績評価に関する基本方針

授業の達成目標及びそれに基づく明確な成績評価基準を定める。

学位授与手続きの簡素化とともに、学位授与率の向上を図る。

(3) 教育の実施体制等に関する目標

1) 教員組織編成に関する基本方針

学府・研究院制度を生かし、柔軟で活力ある教員配置と編成を行う。

全学教育の責任ある実施体制及び全教員の協力体制を確立する。

各授業科目の詳細なシラバスを作成・公表するとともに、学生に十分な履修指導を行う。

外国語教育について、能力別クラス編成を実施する。

実験科目、演習科目、多人数科目等T A(ティーチング・アシスタント)配置による教育効果が高い科目に優先的にT Aを配置する。

少人数教育や対話・討論型、双方向的な授業を積極的に展開する。

フィールドワークなどの体験型授業を推進する。

成績評価に関する具体的方策

各授業科目の到達目標と成績評価基準を明示するとともに、科目分野ごとに成績評価の指標を設ける等の成績評価の改善を進め、厳格な成績評価を行う。

単位修得不良者の指導体制を充実する。

2) 大学院課程

大学院入学者選抜に関する具体的方策

優れた学習能力と学習意欲を備えた学生を入学させることを基本として、入学者選抜方法の改善を図る。

学府ごとに博士後期課程の収容定員の充足を図る具体策を実施する。

教育課程に関する具体的方策

全学の教育力を生かすために、学府や専攻の壁を外した共通教育プログラム、共通授業科目、外国人留学生共通教育プログラムを検討し、実施する。

文系分野の博士の学位の円滑な授与を促進するためのカリキュラムの見直し及び指導体制の改善を図る。

教育・研究の国際化を推進するため、英語による授業科目の拡大を図る。

教育方法に関する具体的方策

教育・研究指導内容の充実を図るため、複数教員による指導体制を整備する。

成績評価に関する具体的方策

成績評価基準に基づく、成績評価の実施状況を定期的に点検・評価して、厳格な成績評価を行う。

指導体制・方法の改善及び学位授与と審査等の手続きの簡素化などにより、学位授与の円滑な実施を図る。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

1) 教員組織編成に関する具体的方策

教員の教育担当内容により、主担、分担、複担できる制度を活用しつつ、教育の質の保証と向上に努める。

複数にまたがる学府、学部、全学教育を担当する教員の人事は、学府・研究院・学部の関係者からなる協議会等で調整を行う。

本学の独自の「5年ごと評価、10年ごと組織見直し」制度により、教育組織の不断の見直しを図る。

- 2) 教育環境の整備に関する基本方針
効果的な教育を実施するため、施設・設備や情報基盤等の教育環境を整備・充実するとともにその有効な活用を図る。
- 3) 教育の質の向上及び改善に関する基本方針
全ての教育組織は恒常的にその教育活動を自己点検・評価し、さらに、定期的に外部評価を実施することを通して、改善を進める。
全学FD(ファカルティ・ディベロップメント)組織を充実させるとともに部局FD組織との有機的連携を図る。
教育内容等改善のための開発研究の支援を行う。
- 4) 附属図書館の整備と活用に関する基本方針
附属図書館は、新しい学術情報の在り方に適応する機能を備えるとともに、利用者のニーズに応じて効果的にサービスを提供する。
- 5) 学内共同教育に関する基本方針
全学的な共同教育施設について、その役割と機能を明確にし、使命遂行に一層努める。

- 全学教育の委員会組織を見直すとともに、責任ある実施組織の構築を図る。
全学の全ての教員が、担当可能な全学教育授業科目を登録し、全面的な協力をする全学教員出動体制を確立する。
- 2) 教育環境の整備に関する具体的方策
全てのキャンパスの教育施設・設備について、教育組織の壁を越えて有効で効率的な利用を積極的に企画・検討し、実施する。
積極的な情報技術の活用により、学生へのサービスと教育活動への支援を向上させる。
教育用のマルチメディアの設備を整備し、遠隔教育や e-learning 等の導入を図る。
教育・授業に関する情報取得や意見交換等ができるネットワークシステムを構築し、学生及び教職員が学内外からアクセスできるよう整備する。
- 3) 教育の質の向上及び改善に関する具体的方策
目標達成度についての自己評価・外部評価に基づき、教育の内容・方法等について必要な改善を実施する。
全ての授業科目について、学生による授業評価を実施することを教育組織及び担当教員に義務付け、その結果を教員の授業改善に資する制度を確立する。
全学FD委員会を設置し、全学レベルのFDを計画的に実施するとともに、全ての教育研究組織(全学教育、学部、学科、学府、専攻、研究院、部門等)にもFDの委員会を置き、企画・実施とその報告を義務付ける。また、全ての教員に年間1回以上のFD企画への参加とその報告を義務付ける。
本学独自の「教育研究プログラム・研究拠点形成プロジェクト(P&P)」により、教育内容等改善のための開発研究の支援を強化・活用する。
各教員組織は、授業担当状況、学生による授業評価、個々の教員による教育活動に係る自己評価等総合した教員の教育評価の方法とその活用について検討・実施する。
- 4) 附属図書館の整備と活用に関する具体的方策
附属図書館は、学生用、研究用、貴重図書等の図書収書基準を制定し、体系的で網羅性のある蔵書構築を行うとともに、学習、調査、研究の目的に対応した閲覧環境を整備する。さらに、電子図書館機能を充実・強化する。また、業務の合理化やキャンパス移転に対応して組織・機構の再編、見直しを行い、利用者サービスの向上を図る。
全国的に数少ない医学・生物学系の拠点校(外国雑誌センター館)として全国共同利用を推進しており、この機能をさらに発展させる。
長時間開館の実施方策を検討する。
- 5) 学内共同教育に関する具体的方策
入学者選抜、高等学校との連携、教育支援、教育方法等の在り方について、総合的な研究開発を行うとともに、全学教育の支援業務を行う。
外国人留学生に対する日本語、日本文化・日本事情等の教育及び就学・生活上の指導助言を行うとともに、海外留学を希望する学生に対する就学・生活上の指導助言を行う。
健康科学に関する研究並びに保健及び体育に関する教育を行うとともに、職員及び学生の保健管理及び体育指導に関する専門的業務を行う。
医学・歯学・薬学・保健学の分野に関する実習及び演習を通じて医療系分野の知識の

統合的理解を助長させるため、指導及び助言を行い、併せて自学自習に共用させ問題解決型能力を涵養させる。

(4) 学生への支援に関する目標

1) 学生への学習支援に関する基本方針

学生が心の豊かさとたくましさを備え、円滑な学習を進めることができるように、幅広い支援と修学指導を行う。

2) 学生への生活支援に関する基本方針

生活相談と生活支援及び課外活動を充実させるとともに、豊かなキャンパス生活向上のための福利厚生施設を充実する。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

1) 学生への学習支援に関する具体的方策

教育組織ごとに、入学から卒業まで継続して修学相談等に当たるシステムを確立する。全学教育の中に組み込まれた人格形成を促進する科目の履修等とも連携させ、学生生活・修学相談活動を充実する。全授業担当教員が、授業に関する様々な相談等に応じるオフィスアワーを設定する。

2) 学生への生活支援に関する具体的方策

学生センターによる生活相談と生活支援の活動、就職情報室における就職情報の提供と就職支援の活動、健康科学センターによる健康相談、メンタルヘルス相談、保健管理、スポーツ相談等諸活動を充実強化する。学位取得者を一定期間、寄附金により博士研究員として受け入れる本学独自の制度(非常勤学術研究員)を充実するとともに、大学院学生の国際・国内学会での学術発表を経済的に支援する制度を強化する。

学生の学業及び課外活動を助成することを目的として設立された「九州大学学生後援会」を発展・充実させる。

課外活動を支援するための支援組織と施設設備を充実する。

学生の緊急的経済問題を支援する方策を検討する。

外国人留学生の生活向上のために、教職員による支援体制、ボランティア体制、各種手引書の作成、オリエンテーションの実施等を改善・強化する。

各キャンパス内の食堂、売店、書店、学生宿舎などの福利厚生施設を整備する。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

1) 目指すべき研究の水準に関する基本方針

国際的・先端的研究を遂行する機関として世界的に最高水準の中核研究拠点を目指す。特に、新しい知の創造を目指す卓越した基礎研究に重きを置き、基礎研究に支えられた先端的研究の発展を促進する。また、社会発展の複雑性・不透明性を考慮し、基幹大学の責務である多様な分野での研究を引き続き遂行する。

社会のニーズに応える応用研究においては、国家科学技術戦略に直結するバイオ、ナノ、IT等において先端的研究成果をあげることを目指し、また、人類の文化活動の根幹を担う研究においては、アジアをテーマとする独創的な研究を推進する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

1) 目指すべき研究の方向性

総合大学における各研究院・附置研究所・研究センター等の使命に基づき、研究者個人及び組織の明確な研究理念・目的を掲げるとともに、各分野の特性に配慮し、達成目標を明らかにして、各個人・組織の目指すべき研究の方向性を示す。

21世紀COEプログラム研究教育拠点を中心とした、中核的研究拠点の根幹としての基礎研究、学際・複合科学における基礎研究の重要性並びに基礎と応用の不可分性を確認し、各研究院・附置研究所等の特性を生かしながら、多様な分野における個別専門研究を深化・先鋭化及び個性化・独創化するとともに、基礎研究と連携・調和した応用研究の先端化を促進する。

地域文化の研究及び産学官共同研究等を通して、社会に資する研究を積極的に推進する。

2) 大学として重点的に取り組む領域

個人及び部局の個別専門研究の下で創造された新しい概念を基に、個人研究の枠や部局の垣根を越えた新しい科学を創造する。そのために、理系を中心とした科学技術研

<p>2) 成果の社会への還元等に関する基本方針 社会の要請を把握し、知の創造・人材育成の成果を社会に還元する姿勢を常に持ち、また、教育研究活動によって創出された新しい概念・技術等を基に社会をリードし、さらに、社会の要請に整合する産学官連携教育研究を推進し、もって人類の福祉と文化の発展並びに世界の平和に貢献する。</p> <p>3) 研究の水準・成果の検証に関する基本方針 研究の質の向上を図るため、研究の水準・成果を検証する体制を構築する。</p>	<p>究の高い実績に基づき、基礎応用結合型の「新創造科学」と、本学の歴史的・地理的な必然性が導く「アジア」への展開を目指した研究を、文系の研究課題を中心に、全学的に展開する。</p> <p>21世紀COEプログラム研究教育拠点をはじめ、世界最高水準の中核的研究教育拠点を形成する。</p> <p>生命科学のCOE構築に向けて、システム生命科学に係る教育と連携した生命科学に関する研究を推進する。</p> <p>物質化学のCOEを構築し、先端的研究を展開するとともに教育に直結する体制を構築する。</p> <p>本学と九州芸術工科大学の統合を機に、芸術的感性と諸科学の融合を促し、新しい価値を創造し得る研究の展開を推進する。</p> <p>高温プラズマ定常化の工学、物理課題の解明を、核融合科学研究所との双方向共同研究や関連機関と連携した全国共同利用研究として行う。</p> <p>高度職業人の養成と社会連携を強く意識した、医療経営・管理学、産業マネジメント、法科大学院等、専門職大学院教育と調和・融合した研究を推進する。</p> <p>本学の学術研究を推進するシステムである「高等研究機構」の下で、COE形成に相応しい研究グループを組織した「リサーチコア」によって、これを常に再評価しつつ、学際的研究、基礎と応用を融合する研究及び科学技術基本計画に基づく重点研究等に係る研究課題を戦略的に設定・推進する。</p> <p>「教育研究プログラム・研究拠点形成プロジェクト(P&P)」により、「優れた成果をあげ、研究拠点形成を担う研究」、あるいは、「効果的な教育成果をあげるための研究」等、本学の研究戦略に見合う研究を推進する。</p> <p>3) 成果の社会への還元に関する具体的方策 産学連携推進機構と国際交流推進機構を総長をリーダーとする重点組織として位置付け、社会貢献の戦略を統一的に構築し、推進する。</p> <p>「知的財産本部」においては、社会の要請に機動的かつ実践的に対応し、研究成果の社会還元を行う。</p> <p>総合大学としての利点を生かし、社会の要請に機動的に応えるために、研究者の活動状況や専門分野別に分類した研究者群(「リサーチクラスター」等)の活動状況をデータベース化し、公開する。</p> <p>4) 研究の水準・成果の検証に関する具体的方策 研究院、附置研究所、研究センター等の全ての研究者の定期的自己点検・評価報告書を基に、個人、研究グループ等の研究の水準・成果を評価・検証する。</p> <p>各研究組織の自己点検・評価報告書に基づき、「5年ごと評価、10年ごと組織見直し」制度により、研究の水準・成果の評価・検証を行う。</p>
<p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標</p> <p>1) 研究者等の配置方針 大学の使命を、大学の基本方針に基づく全学的使命と各部署の使命に分類し、研究院・附置研究所等各部署</p>	<p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置</p> <p>1) 適切な研究者等の配置に関する具体的方策 「5年ごと評価、10年ごと組織見直し」制度を基に、研究院、附置研究所、研究センター及び部門等の組織の改編及び研究者の再配置等を行う。</p>

の使命を全うするために必要な研究者等の配置を優先することを基盤に置き、全学的使命を戦略的・効果的に遂行する要素を加味した研究者等の配置を推進する。教員の役割分担を積極的に行い、研究・教育・社会貢献活動等を一層推進する研究者等の配置を進める。卓越した中核的研究拠点の形成及び発展・充実を図るために、広く国内外から優れた研究者を求め研究拠点に配置する。新しい研究分野の創成及び研究の活性化を図るために、研究者等の流動化を促進する。

2) 研究環境の整備に関する基本方針

全学的な戦略・方針に基づき、重点的・戦略的な予算配分を行う。

国際的中核的研究拠点を維持・発展させるための研究環境を整備するとともに、国内外の研究交流を支援する施設・設備の充実を図る。

施設・設備の充実に際しては、教育研究の活性化を促す空間等、「競争的教育研究スペース」制度を基礎にキャンパスの効率的使用を図る。

研究資産の効率的運用を行うため、各組織が保有する設備などの学内共同利用化を推進する。

3) 知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する基本方針

知的財産の創出、取得、管理、活用を戦略的に実施するための体制を整備し、研究成果の有効活用を図る。

4) 研究の質の向上システム等に関する基本方針

研究院，附置研究所，研究センター，部門等の組織再

大学及び各部局等の使命を全うするために、総長や研究院長・研究所長等の権限と責任を明確にし、各長は、それぞれのリーダーシップを発揮する。

大学の方針に基づく総長のリーダーシップを機能化するために、全学管理の人員を効果的に活用するシステムを構築する。特に、「大学の使命への戦略的対応」、「各部局等の活動に対する全学的視点での援助」及び「新しい学問領域への対応」等に関しては、戦略的かつ効率的な研究者等の配置を行う。

研究者等の適切な配置を行うために、教員の研究・教育・社会活動の評価を統括する評価システムを構築する。

若手研究者の研究を助成・促進するために、有望な萌芽的研究に対して、経費の重点配分を行うとともに、国内外の研究機関への一定期間の留学制度を推進し、若手研究者を育成する。

研究者の研究時間を確保するために、より有効な業務分担方法を検討、推進する。

研究者の採用に当たっては、公募を原則とし、広く世界から有能な研究者を求める。

21世紀COEプログラム及びリサーチコアの実績を踏まえて、研究者等の流動化を促進する。

2) 研究資金の配分システムに関する具体的方策

役員会，経営協議会等が定める全学的な戦略・方針に基づき、財務委員会において、学内の予算配分を一元的に行い、重点的・戦略的経費の確保や評価に基づく各部局への予算配分方式を充実する。

寄附金の一部を「九州大学全学協力事業基金」に組み入れ、財務委員会において配分も行うことにより、機動的に研究資金を運用する。

3) 研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

「競争的教育研究スペース」に学内共同利用が可能な設備等を整備し、制度の実効化を図る。

学内の研究設備を体系化し、その共同利用の体制を確立する。

学内の研究室単位の装置・設備をホームページ等で整理・公開し、有効に利用する制度を整える。

研究連携の基礎となる教員の研究活動に関する情報ネットワークを構築する。

電子情報システムを積極的に取り入れた研究環境の整備，図書情報・研究情報の電子化による研究支援体制の充実を図る。

分散するキャンパスを高速光通信システムを通して接続し，双方向通信システムを実現する。

4) 知的財産の創出、取得、管理及び活用のための具体的方策

自然科学・人文科学・社会科学に関する知的財産権の取り扱いや帰属に関して、大学経営の倫理的及び社会的視点から総合的に議論し、その方針を決定する。

知的財産の創出、取得、管理及び活用を有効かつ円滑に進める組織としての「知的財産本部」は、技術移転，リエゾン，起業支援，デザイン総合の四つを柱とし、これらの活動に関する経営，企画・戦略立案及び広報活動を推進する。

5) 研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

全学として教員の教育及び研究業績に対する基本的な評価システムを構築する。

編に関する「5年ごと評価，10年ごと組織見直し」制度の基本方針の下に，「中期目標・中期計画」における研究活動の進捗状況の点検・評価体制を確立し，評価基準を明確にする。

点検・評価体制に関しては，研究C O E構築のために「人事の円滑な運用と高度化」，「研究費の確保と有効利用」，「研究スペースの確保と有効利用」及び研究企画に関する点検・評価を含め，部局別及び全学の研究評価委員会からなる階層的な評価システムを確立する。

研究活動等の状況や問題点を把握し，長期的視点での研究の質の向上・改善のための改革サイクルを確立する。

- 5) 全国共同研究，学内共同研究等に関する基本方針
全国共同利用施設及び学内共同研究施設等について，その役割と機能を明確にし，使命遂行に一層努める。

全研究院，研究所において，当該部局における研究成果を評価するための具体的方策を検討するためのプロジェクト体制（自己点検・外部評価体制を含む）を立ち上げ，その評価方法を確定する。

学外者による部門別の外部評価体制を含め，部局別の委員会及び全学の委員会からなる階層的な評価システムを確立する。

評価結果を全構成員に確実に公表し，周知徹底するとともに「改善計画」を立案するシステムを確立する。

評価結果を踏まえた研究体制の整備及び組織見直しに関する検討を行うシステムとして，「改革サイクル」機能を充実させる。

- 6) 全国共同研究，学内共同研究等に関する具体的方策

全国共同利用施設として教育研究等のための情報基盤に係る設備の整備と提供，必要な技術支援業務及び研究を行うとともに，最先端のスーパーコンピュータによる高速大規模計算サービスを通じて先端的計算科学研究の推進を図る。

学内外の生物系分野への制御環境の提供及び生物環境調節の基礎研究を行う。

熱帯地域の農業及びこれに関連する環境の基礎的，総合的研究を行う。

石炭産業を核とする地域産業に関する文献・資料の収集・整理及び調査研究を行う。

学術標本の収蔵，分析，展示・公開等及び学術標本に関する教育研究の支援並びにこれらに関する調査研究を行う。

アイソトープ関係の教育研究を行うとともに，アイソトープの安全管理を総括し，アイソトープを利用して教育研究を行う教員その他の者の共同利用に供する。

自然科学系分野の研究教育上必要な試料の作成などを行うための大型機器を集中して管理運営し，分析サービスを提供する。

システムL S Iの応用・設計・製造・検査に関する技術を総合的に研究し，その学問体系の確立と高度情報化社会における当該技術の利用について調査研究する。

宙空環境変動の予報や宇宙ゴミの警報などの実用化に向けた新しい宙空環境科学の創成のための調査研究を行う。

韓国を中心とする朝鮮半島地域の学際的で総合的な研究を行うとともに，国内外の関連研究者との共同研究をコーディネートし，韓国研究の結節点として機能する。

次世代のエネルギー改革や高度情報化・福祉社会を視野に入れた超伝導システム科学の構築を目指した研究を行う。

先端科学技術分野において高度な産業技術シーズの創出を行うとともに，産業化を狙った産学連携プロジェクト研究を企画・推進する。

I Tを高度に活用し，芸術的感性の諸科学への融合を促し，独創性の高い価値を創出し得る学際的研究を積極的に支援推進する。

電子顕微鏡観察用試料の作成，電子顕微鏡写真並びにデータ処理を行う等，超高压電子顕微鏡による研究を推進する。

教育研究活動によって発生する無機系，有機系廃液及び固形廃棄物を適正に処理する。九州地区及び山口県における自然災害に関する資料を収集・整理し，提供するとともに，自然災害に関する研究を行う。

電離気体に関する実験・研究を行う。

本学に関わる史料を収集・整理・保存し，大学及び大学の歴史に関する調査研究を行うとともに，本学教員及びその他の者の利用に供する。

基礎研究及び先進的量子ビーム技術に支えられた先端的研究を推進する。

ベンチャー・ビジネスの萌芽ともなるべき独創的な研究開発を推進するとともに，高度の専門職業的能力を持つ創造的な人材を育成する。

アジアに係る総合研究等を推進し，本学とアジア諸国との学术交流の拠点とする。

加速器，イオンビーム及び量子ビームに関する応用研究体制を整備し，西日本地区の拠点として，原子核，量子エネルギー，物質，生命，地球，環境等に関わる研究を推進するための組織の設置に向けて努力する。

新しい未踏の領域における物質科学を新エネルギーシステム・物質機能制御・植物質変換化学等の研究分野を中心として集中的・学際的に研究し，九州地区の物性研究の拠点となる組織の設置に向けて努力する。

国際化及び情報化に対応し，これまでの産業資料に関する研究を基礎としながら，記録資料管理と記録資料情報に関する総合的研究を行うための組織の設置に向けて努力する。

3 その他の目標

(1) 社会との連携，国際交流等に関する目標

1) 教育における社会との連携・協力に関する基本方針

多くの市民に対して，大学で探求・創造された知を提供し，生涯学習の機会を与えることによって，最新の科学的知見を社会に普及するとともに，市民の社会性，人間性及び国際性の向上に貢献する。

青少年に対して，人間性，社会性，国際性及び専門性の重要性を啓発するとともに，青少年の大学への夢と高度専門知識の勉学意欲を増進する。

大学が保有する情報・施設等教育資源を広く社会へ開放する。

大学に対する社会の要請を積極的に受け入れるため，大学及び教職員が地域社会との連携を強化する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携，国際交流等に関する目標を達成するための措置

1) 教育面における地域社会等との連携の推進方策

各種の生涯学習を含む社会連携事業を体系的に展開するため，「社会連携推進室」の機能の強化を含め，全学的な実施体制を構築する。

開学記念日の講演会や国内外の著名な学識者等による公開講演会を継続的に実施し，市民及び中学・高校生に優れた教育研究成果を公開する。

大学公開講座・専門教育講座・セミナー，技術研修会及び資格関係の研修会を実施し，高度な教養及び専門知識を求めている市民に対し，生涯学習の機会を提供するとともに，文化講演会，医療啓発活動，学習会，学外講演会等の講師として貢献する。

専門職大学院，科目等履修生，研究生，聴講生，専修生制度を利用し，市民を含む専門職業人のリカレント教育を実施する。さらに，講演・講義・実習指導を通じて，初等・中等教育従事者に最新の研究情報を普及する。

国・地方公共団体や経済・文化団体，非政府・非営利組織等の審議会・試験委員・研究会等を通じて社会に貢献する。

教科書執筆，発達相談・カウンセリング，講義・講演，大学入試センターへの協力及び高等学校等との連携教育を積極的に推進する。

高校生を対象にしたオープンキャンパスを継続的に開催し，大学説明会及び最先端実験施設の公開を行う。

附属図書館及び総合研究博物館は，貴重な蔵書や学術標本等を展示公開し，教育資源

- 2) 研究における社会との連携・協力に関する基本方針
産学連携推進機構及び研究戦略委員会を中心にして、従来の産学官の共同研究に加え、起業化につながるようなベンチャー型の産学官の共同研究や人文社会科学系の新しい社会活動への展開を目指した研究等を支援・評価する体制を確立する。
- 3) 利益相反に関する基本方針
産学官連携に際しての利益相反に対する九州大学の方針及びルールを明確化し、産学官連携の健全な推進を図る。
- 4) 教育研究における国際交流・協力に関する基本方針
外国の優れた大学との交流協定締結を通して、良好な競争的協力関係を構築するとともに、教育に関する国際競争力を確保するための国際戦略を策定する。
教育における国際貢献と国際競争力の観点から、一層多くのアジア諸国からの留学生を受け入れる。
世界規模での大学間の連携を強化するとともに、アジ

を広く社会へ開放する。

アジアを始め世界に開かれた大学を実現するため、附属図書館とアジアの大学等図書館との交流を深め、情報資源等の相互利用を推進する。

- 2) 地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策
公立又は私立の大学との間における大学間の特別研究学生交流協定及び単位互換協定に基づき、研究指導や特別聴講学生の受入れを行う。
- 3) 社会サービス等を促進するための具体的方策
福岡市、福岡県、北部九州、九州全域など本学が立地する各地域の産業・経済・環境・市民生活に関する研究課題を設定して地域社会の発展に貢献する。
新キャンパスを中心とする新しい学術研究都市構想の中で、地域活性化に対して責任あるプロジェクトの提案と推進を行うための研究活動とその支援体制を確立する。
国際産学連携を推進し、地域社会の発展を促す。
地域の官界、産業界、教育界、NPO、起業関係者などをネットワークする組織を主宰するなど地域コミュニティとの関係強化を図り、新産業創出の環境整備や地域特有の問題の解決などに貢献する。さらに、地域におけるアジア出身等外国人ビジネスネットワーク形成に寄与し、九州・福岡とアジア・海外とのネットワーク強化を図る。
- 4) 技術移転や共同研究等についての具体的方策
産学連携機能を「知的財産本部」に一元化し、産学連携機能の拡充・整備を行う。
特許意識向上のための講習会を実施する。
外部公的機関との連携による地域産業ニーズ収集及び客員教授等との緊密な連携により、調査業務体制を強化し、プロジェクトの立案・推進を行う。さらに、リサーチコア等との緊密な連携による大型研究プロジェクトの提案を行う。
各種研究者情報の一元化及びデータベース化による効果的なプロジェクト提案システムを構築する。
自治体・企業・NPOなどにおけるインターンシップの実施及び教育システム体制を強化する。
技術シーズの特許化・実用化及び産学官連携プロジェクト推進のケース教材を開発する。
- 5) 利益相反に関する指針等の策定
兼業や責務相反・利益相反の規則を明確にし、ガイドラインを策定して学内に周知徹底させる。
教職員による兼業等に関する状況報告書の提出、日常的なチェックの実施、問題がある場合の勧告など、一連の手続きの明確化及びマネジメント体制の構築を図る。
- 6) 外国人研究者・留学生の受入れ及び教職員・学生の海外派遣についての具体的方策
アジア学長会議の参加大学との間で単位互換協定を締結し、学生の相互受入れを促進する。
外国人短期留学コースJTW(Japan in Today's World)及びATW(Asia in Today's World)の教育を充実させるとともに、日仏共同博士課程や日本・欧州連合間留学生交流パイロット・プロジェクトを活用して、欧米からの大学院留学生の受入れを増加させる。
教育の国際化として、外国人留学生と日本人学生を対象とした英語による授業を拡充

アの諸大学との交流を活発化させる。

- 5) 教育研究活動に関連した国際貢献に関する基本方針
高等研究機構及び各部局は、研究交流を積極的に推進するための基本方針を策定する。
アジアを中心とする開発途上国に対する協力事業やコンサルティング業務を推進する。

(2) 附属病院に関する目標

- 1) 患者にやさしく分かりやすい病院システムを構築するとともに、患者の立場に立ったサービスの改善・充実に努める。

し、留学生の受入れ及び本学の学生の海外派遣体制を整備する。
帰国留学生の協力により、優秀な留学生を確保するシステムを構築する。
若手研究者の国際的視野の養成を目的とした海外国際発表会の資金的援助を強化する。
外部研究者の期限付き招聘制度を確立する。
国際交流協定に基づく教員・学生・事務職員の交流が活発になされるための、様々な支援策を国際交流推進室が提供する。
訪問研究者及び留学生の宿舍、研究設備の充実を図り、受入れを促進する。
アジア学長会議の参加大学間で、アジア共通の問題意識を共有し、連携協力を行っていくためのネットワークポイント（拠点校）を設置する。
欧米の二極構造に匹敵しうる第三極としてのアジアの研究者の質的向上を図るための、独自の研究者養成プログラム（サマー研修プログラム等）を開発する。
インターネットを利用した遠隔教育や e-learning を導入することにより、アジアにおける高度な学問的指導を実施できる体制を整備する。さらに、アジアの諸大学間で独自の共通カリキュラムや共通教材を作成し、アジア圏の学問的水準の向上を図る。
本学の教職員・学生及び一般市民を対象として、「アジア理解プロジェクト」（講演会の定期的開催・広報誌の発行・アジア関連の書籍提供・メールマガジン配信）を実施する。
大学の社会への貢献や学問の持続的発展の可能性について共同で対処する途を模索し、外国の有力大学との競争的協力関係を構築するための国際会議を開催する。
本学の国際戦略を高校生に周知し、本学への入学動機付けを行う。

- 7) 国際的な共同研究・研究集会の推進及び開発途上国に対する協力事業への参画
ネットワークポイント締結大学及び各分野の卓越した研究機関との国際共同研究を推進する。
国際学会、シンポジウム等での招待講演数を高め、国際的規模の教員交流を促進することにより、研究の質の向上を図る。
海外においてワークショップやセミナーを積極的に実施し、研究成果の波及効果を高める。
世界銀行・アジア開発銀行・国際協力銀行などの国際開発協力プロジェクトの受注獲得を目指し、大学の組織としての国際開発協力を促進する。
国際協力事業団（JICA）とのコンサルタント契約などの方途により、アジアを中心とする開発途上国に対して、法整備・農業振興・先端的産業の育成などについてのコンサルティング業務を実施する。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

- 1) 患者にやさしく分かりやすい病院システムを構築するための具体的方策
説明義務とインフォームドコンセントの取得を徹底する。
病院統合による利点を生かし、全人的医療の向上を目指す。
「社会に分かりやすい病院」を目指し、関連病院との連携窓口の一本化、病院システムの広報活動を積極的に行う。
「患者に分かりやすい病院」を目指し、臓器関連を基本とする臓器別診療科を編成す

- 2) 九州・アジア・世界に開かれた高度先進医療の診療拠点の形成を目指す。
- 3) 病院教育研修体制の統合・整備を図る。
- 4) 北部九州・山口診療圏の中核医療機関として地域との連携を強化する。

るとともに、細分化の欠点を補い患者の「生活の質」を高めるための総合診療システムを強化する。

「患者を動かさない病院」を目指し、検査部門を一元化するとともに、臓器別診療科間の診療連携体制を整備する。

2) 患者サービスの改善・充実を図るための具体的方策

リスクマネジメントの向上を図るため、医療安全管理部を強化し、安全教育を徹底する。

情報公開に関し次の措置を実施する。

- ・ホームページ等により病院診療内容（専門医，治療成績，高度先進医療，患者紹介率，患者安全指標，臨床治験の照会・案内，患者受入れ体制など）を紹介する。
 - ・外来患者数，平均在院日数，手術件数，高度先進医療など，診療実績を公開する。
 - ・携帯電話，インターネットを利用して患者・一般市民に有用な情報を提供する。
- 退院援助・在宅医療援助等に関して地域の医療機関との連携窓口となる「地域医療連携室」を機能強化する。

患者の待ち時間短縮のため，病院全体での初診，再診患者予約制を導入する。
患者用クリティカルパスをより一層充実させるとともに，診療コスト情報を提供する。
患者・技術職員からの医師・歯科医師の評価システム，患者・医師・歯科医師からの技術職員の評価システム等，利用者からの職員評価体制を確立する。

市民公開講座並びに各種疾病教室を拡充する。

3) 高度先進医療を推進する体制の充実

基礎臨床統合型研究（トランスレーショナル・リサーチ）を推進する。

医学研究院・歯学研究院・生体防御医学研究所の積極的な参画による高度先進医療開発を推進し，世界最先端の診療拠点の形成を目指す。

4) 病院統合による医療系教育の充実

全人的医療が行える医療系人材の育成を目指す。

研修医や，大学院生，医学生，歯学生，薬学生，保健学生，技術職員などを対象にコミュニケーション技術の習得を進める。

5) 救急医療体制を整備するための具体的方策

集中治療部・救急部をクリティカルケアセンター内へ位置付け，高度救命救急医療の中心とする。

救急部，集中治療部，総合診療部，救急医学講座医師の兼務，各ホットライン医師の兼務によるチーム医療の推進を図る。

救急ホットラインを設置し，地域との連携を強化する。

高度救命救急患者や特殊疾患患者の遠隔地からの受入れ体制を整備する。

災害時緊急医療体制を整備し，国際災害救急医療に対する拠点として位置付ける。

6) 地域との連携を強化するための具体的方策

患者情報の共有化により，病院間，病院・診療所間の連携の円滑な推進を図る。

地域医療機関，訪問看護ステーション，介護施設と連携して，在宅医療の円滑な推進を図る。

社会福祉・介護情報の提供と適切なアドバイスを行う。

<p>5) 経営管理を改善し，経営の効率化を図る。</p> <p>6) 人事の流動性を増し効率化を図る。</p> <p>7) 兼業の効果を再評価する。</p>	<p>地域医師の生涯教育を実施する。 市民からの医療ボランティアの受入れを推進する。 国際医療協力やJICA 歯科コースの充実により国際連携を推進する。</p> <p>7) 経営の効率化に関する具体的方策 病院の理念を実現するためにより有効な経営手段の開発・導入を行う。 病院マネジメントシステムを基盤化するため，病院長専任制度により病院長の権限強化を図る。 会計・保険診療・法令遵守・安全管理等に関する内部監査を実施する。 組織横断的な経営改善委員会の権限を強化することによって，医療材料，薬品等の購入・在庫管理等の整理・統一を図る。 研究医療と保険診療を明確に区分し，研究医療に外部資金を導入するために，既に発足させた研究開発医療機構を充実させる。 経営の安定化を図るために，病床区分，診療区分，要員配置の効率的運用を行う。 三部局附属病院を九州大学附属病院に変更することを検討する。</p> <p>8) 人事の効率化を図るための具体的方策 医師，歯科医師，看護師，薬剤師，技術職員等病院職員の人事については，人事委員会あるいは経営会議において検討し，病院長が承認する体制をとるなど，病院職員の適正配置に対する病院長の指導体制を強化する。 流動性のある弾力的な人事制度の実施 ・主任教授のもとに，専門性特化型教授を配置し，診療に権限と責任を持たせる。 ・外部の有用な人材の診療への参加手続きを簡素化し，非常勤臨床教授，非常勤診療担当医などを積極的に活用する。 ・臨床実績，臨床教育実績などの業務評価を充実させ，その結果を人事面，給与面などに反映するシステムを検討する。 看護師，薬剤師，技術職員，事務系職員への期限付雇用の導入を検討する。 院内定員配置の見直しを行うとともに，医員の病院長プール制などを導入し，採算部門・不採算部門の強化，統合など，組織の弾力的な再編を図る。</p> <p>9) 兼業を再評価するための具体的方策 地域社会への貢献，産学官連携活動への積極的参加など，臨床実績等を重視した弾力的運用を図る。 緊急的要請に対する兼業事務手続きを簡素化する。</p>
<p>業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>1 運営体制の改善に関する目標 総長，部局長のリーダーシップの下，外部人材の活用も含め，機能的な運営組織の整備を図り，戦略的な学内資源配分に努め，機動的，効率的な組織運営を行う。</p>	<p>業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>1) 全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策 役員会，経営協議会等において，外部人材の意見を取り入れつつ，学内資源の有効活用と財政基盤の強化も念頭に置きながら，全学的な経営戦略を確立する。 役員，部局長等により構成する委員会において，全学的な経営戦略を踏まえつつ，適時適切な対応方策を講じる。 総長のリーダーシップの下に，充実した総長補佐体制を構築することにより，総長の機</p>

	<p>動的，戦略的な意思決定に資する。</p> <p>2) 運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策 部局長会議（平成13年度規則化）を活用し，各種情報を全学の構成員が迅速に共有できるようにするとともに，部局間調整の円滑な実施を図る。 各種委員会については，平成13年10月に見直し・再編を行ったが，全学的意思決定を効果的・機動的に行える体制を整備するという観点から，引き続き，総長のリーダーシップの下に，各種委員会の見直し・再編を行う。 運営諮問会議を設置し，外部有識者の意見を大学運営に反映する。</p> <p>3) 部局長を中心とした機動的・戦略的な部局運営に関する具体的方策 部局長の権限の明確化，部局長補佐の設置等により，部局長補佐体制を強化し，ダイナミックで機動的・戦略的な部局運営を図る。 教授会の在り方を見直し，審議事項の精選，代議員会の活用等により，機動的な教授会運営を図る。</p> <p>4) 教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策 各種委員会に事務職員が参画し，一体的な運営を図る(平成13年10月決定)。 高等研究機構，産学連携推進機構，国際交流推進機構及び全学教育機構（平成10年度～平成13年度設置）に教員及び事務職員等を配置した室等を置き，企画立案等を一体的に行っているが，これらの機能等を更に整備・充実する。</p> <p>5) 全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策 総長の下に，戦略的な資源配分のため，全学的視点から人件費管理等を含んだ審議を行う「予算管理委員会」を置き，資源の重点配分を図る。 学内資源の集中管理を進め，間接経費や全学協力事業基金（寄附金のオーバーヘッド分を原資として平成14年度に設置），学内共通利用施設（学内公募により，利用料を支払って使用できる競争的教育研究スペースとして平成14年度に設置）を活用して，重要分野に対する学内資源の重点的，効果的な配分を行う。</p> <p>6) 学外の有識者・専門家の活用に関する具体的方策 法務，労務，財務，産学連携，国際交流等，専門性が高い分野への学外有識者，専門家の活用を図る。</p> <p>7) 内部監査機能の充実に関する具体的方策 「内部監査室」の設置，学外専門家の活用，監事との連携等により，業務運営を含めた内部監査機能の強化を図る。</p> <p>8) 国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策 業務運営を効率的に行うため，必要に応じて大学間で連携・協力して人事交流や会計事務処理などの共通案件の処理を行えるよう，地域や分野・機能等に応じた連携・協力体制の整備に努める。</p>
<p>2 教育研究組織の見直しに関する目標 社会のニーズ，教育研究の進展を見据え，役員，部局長等により構成する委員会において，「5年ごと評価，10年ごと組織見直し」制度の基本方針に基づき，各組織の見直し</p>	<p>2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置</p> <p>1) 教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策 「学府・研究院制度」においては，教育上の目的を重視した組織と研究上の目的を重視した組織にそれぞれ柔軟に対応できる編成としている。この学府・研究院・学部の組織</p>

しを行う。

の在り方については、学府・研究院・学部の関係者からなる協議会等において定期的に協議し、見直しを行う。また、附置研究所及び学内共同教育研究施設等の活動とその在り方については「研究体制企画委員会」において定期的に調査審議し、見直しを行う。教育研究組織の見直しに係る基本方針の策定、組織の再編等に係る調整等は、総長のリーダーシップの下、役員、部局長等で構成する委員会において行う。

2) 見直しの方向性

研究院については、学問体系の変遷・発展動向を考慮し、学術研究における学際化の進展及び日進月歩の学問分野に迅速に対応するような見直しを行う。

学府・学部については、人材育成ニーズ及び学問の進展に応じて、専攻及び学科の見直し等を行う。

附置研究所については、先端的、総合的研究の推進を図るため、専門家による外部評価結果等を踏まえて、各研究部門及び研究分野の継続・廃止等を決定するとともに、研究院との教員の流動化の促進に努める。

学内共同教育研究施設等については、教育施設、教育・研究のサービス施設、研究施設等、機能別に分類し、研究院との教員の流動化の促進に努めるとともに、教育・研究組織の在り方を検討する。

3 人事の適正化に関する目標

業績審査制・任期制、公募制の積極的導入を図り、「知」の創造拠点として活力に富み個性豊かな学術研究を進展させ、かつ産学連携や社会貢献の推進が可能となるよう、柔軟で多様な人事システムを構築する。

また、事務職員等については、大学運営の専門職能集団として、教員と連携協力しつつ企画立案等に積極的に参画することが可能となるよう採用・養成方法等を見直し、資質の向上に努める。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

1) 人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

教員の業績等評価について、大学全体の共通的评价項目等の基本的枠組みを構築し、各部局において具体的実施体制や評価方法を定める。(教員の業績審査制)

事務職員等の業績等評価について、国家公務員の評価制度や私企業における人事考課制度を参考にしつつ、合理的な評価システムを構築する。(事務職員等の業績審査制)

評価の結果は、給与面でのインセンティブ附与や任期付き教員の再任審査の基本的項目の一つとして審査に反映させる等の仕組みを設ける。

2) 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

大学運営を機動的かつ戦略的に展開するために、「総長裁量ポスト」制の活用等により、必要な人員を総長の判断で重点的に配置できる仕組みを推進する。

高い業績を有し世界的に評価の高い教員は、特例的に定年延長や再雇用が可能となるような制度を導入する。

兼職・兼業の基準を作成する。その際、本学として産学連携や社会貢献を積極的に推進できるよう配慮する。

業績優秀な教員に対するサバティカル制度、一定要件下での裁量労働制等、柔軟かつ弾力的な勤務体制の導入を図る。

教育研究支援部門においては、専門職大学院の夜間開講等の教育体制に対応するため、多様な勤務時間帯を設定する。

3) 任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策

教員人事の大学全体の方針として「教員人事の基本方針」を定め、教員の採用に当たっては公開公募を原則とし、かつ選考に当たっては学外の専門家の意見を聴くシステムを取り入れるなど、より総合的な判断の下で選考することを原則とする。

	<p>教員の任期制・期限付雇用制については，各分野の教育研究の特性に配慮しつつ推進するとともに，公募制を導入し，実践的識見を有する民間人等，国内外の優秀な人材を積極的に登用し，流動性の向上を図る。</p> <p>4) 外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策 女性，外国人，他大学出身者等の採用を促進し，これら女性等教員の割合，人数等を本学全体及び部局別に定期的に公表し，教員構成の多様性向上を図る。</p> <p>5) 事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策 事務職員等の採用は，試験制度に依ることを原則とするが，法人経営，国際交流，産学連携，医療支援，図書部門，技術部門等の専門分野には，実践的経験や資格等を有する民間人の選考採用が可能となるような制度を導入する。 大学運営の中核を担い得る事務職員等を育成するための人事システムの導入等を図る。 事務職員等の資質向上のため，専門研修，民間派遣研修を充実，促進するほか，財務会計，人事管理等の国立大学法人間の共通的事項については，九州地域等の国立大学法人で共同研修を実施するシステムを調整する。 人材養成や組織の活性化の観点から，九州地区国立学校等で実施している広域人事交流制度を，法人化後も引き続き共同して推進する。</p> <p>6) 中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策 全学的視点から，中央管理，部局配分等の人件費管理全体を一体的に行い，適正かつ効率的な人事計画を推進する。 外部資金の導入を促進し，獲得した資金による期限付雇用や年俸制など，より柔軟な人事制度を導入する。</p>
<p>4 事務等の効率化・合理化に関する目標 事務組織の再編，情報化，業務の外部委託等により事務処理の効率化，合理化を推進する。</p>	<p>4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</p> <p>1) 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策 業務の在り方を点検・評価し，類似・共通業務の一括処理や効果的な外部委託等を進めるとともに，本部事務と部局事務の適正な役割分担を図る。これにより，職員のより必要性の高い分野への再配置や事務組織の再編（事務局サテライト機能の導入，部局事務部の再編等）を行うなど，事務機能の高度化を推進する。 事務組織の編成の見直しに当たっては，キャンパス移転等を考慮に入れる。 電子事務局構想の推進等により，事務の情報化を図る。</p> <p>2) 複数大学による共同業務処理に関する具体的方策 地域大学と事務情報化の連携協力を推進する。 物品等の一括調達の検討を行う。</p> <p>3) 業務の外部委託等に関する具体的方策 研究補助関係，医療関係，財務関係，施設関係等の業務の中で外部委託が可能なものを洗い出し，費用対効果を勘案して効果的な外部委託を行う。</p>
<p>財務内容の改善に関する目標 1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標 競争的研究資金，受託研究費等外部資金の一層の獲得を図</p>	<p>財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置 1) 競争的研究資金の拡充に関する具体的方策</p>

<p>る。また、安定的な大学運営を維持するとともに、教育研究水準の一層の向上に資するため、自己収入の増加に努める。</p>	<p>競争的資金獲得のための方策を講じ、積極的な競争的資金(各種科学研究費補助金，科学技術振興調整費，研究拠点形成費補助金等)の獲得を目指す。</p> <p>2) 受託研究費等の外部資金の拡充に関する具体的方策 産学官連携の充実強化を行い，外部資金（受託研究費，寄附金等）の増加を図る。</p> <p>3) 自己収入の確保に関する具体的方策 病院収入について，病院運営の効率化・強化を行い，増収を図ることに努める。 公開講座等を充実し，講習料等の増加を図る。 特許出願件数の増加，技術移転を積極的に進め，特許権収入の増加を図る。</p> <p>4) 入学料・授業料の安定的確保に関する具体的方策 社会のニーズに合った人材養成を行うことにより，確実な学生確保による安定的な収入確保を図る。 社会に対して果たすべき役割と社会のニーズ等を総合的に勘案して，入学料・授業料の額の設定を行う。</p>
<p>2 経費の抑制に関する目標 教育・研究・社会貢献・国際交流の充実向上を図りつつ，効率的な大学運営の仕組みを構築し，管理経費・運営経費の一層の抑制を図る。</p>	<p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置 電子事務局構想を推進し，財務会計システムの積極的な電子化を行うとともに，効果的な外部委託により，人件費の抑制に努める。 各部局等ごとに月別の光熱水料を公表し，節水，節電等に関する職員の意識啓発を促し，経費の抑制を行う。 資材機器の共同利用化，一元的管理を推進し，効率的活用を図り，経費の抑制を行う。 非常勤講師手当等の支給要件の見直しを行う。</p>
<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標 経営的視点を重視し，資産の効率的・効果的な運用を図るとともに，産学官連携の積極的な推進を踏まえた資産の有効利用を図る。</p>	<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置 ペイオフ対策の充実を図り，安全確実な利回りの下での外部研究資金等の安定的運用管理を行う。 ㈱産学連携機構九州の積極的活用及びホームページを通じた情報提供を行い，大学所有特許権の有効利用に努める。 施設や設備の貸付制度の見直しを行う。 学内共通利用施設規則（平成14年度制定）等に基づき，公募・全学的研究戦略及び社会連携・共同研究等による利活用を推進し，利用料を徴収するなど経営的視点からの資産活用を図る。</p>
<p>1 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標 評価の充実に関する目標 自己点検・評価，外部評価及び第三者評価に係る評価内容及び実施体制等の充実を図り，厳正に実施するとともに，評価結果を教育研究の質の向上及び大学運営の改善等に反映させる。</p>	<p>自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置 1) 自己点検・評価内容及び実施体制等の充実 自己点検・評価の行動計画を策定し，全学的な基本方針の下に，定期的に系統的かつ効果的な評価を実施する。 自己点検・評価結果や各種評価情報を，刊行物やホームページ等により公表する。 自己点検・評価実施体制の見直しを行い，改善・充実を図る。 点検・評価活動への支援を強化するため，評価情報開発室の業務内容の充実・改善を図る。</p>

	<p>るとともに、自己点検・評価関連情報システムの整備を行う。</p> <p>2) 評価結果を大学の運営の改善等に結びつける取組 自己点検・評価、外部評価及び第三者評価に係る評価結果を、教育研究の質の向上、業務改善及び中期目標・中期計画に反映させるシステムを確立する。</p>
<p>2 情報公開等の推進に関する目標 九州大学の教育研究活動、運営組織、人事及び財務内容などの状況に関する情報を積極的に社会に提供する。このために、大学と社会のインターフェイス機能を有する情報システムの構築と情報内容の充実を図る。</p>	<p>2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置 広報委員会の機能の充実、担当職員の技能向上等により、広報体制の充実を図る。 読者アンケートの実施、モニター設置等により、内容が充実し発行目的の明確な広報誌を発行し、大学と社会の交流を促進する。 常に新しい充実した内容が掲載されるホームページにより、国内外に向けた広報活動を展開する。 九州大学記者クラブなど諸媒体による、全国規模の広報活動を積極的に展開する。 UI（ユニバーシティアイデンティティ）の確立を目指して、大学のイメージアップを戦略的に実践する。 「統合文書管理システム」（平成14年度から運用開始）を情報公開用の機能と連携させることによって、電子化された文書情報などをより効果的に社会に提供するシステムを検討する。 教育活動に関する情報を社会に的確に提供するための体制とデータベースの充実を図る。 研究者の研究内容、研究成果等に関する研究者情報のデータベースの充実を図る。</p>
<p>その他業務運営に関する重要目標 1 施設設備の整備・活用等に関する目標 九州大学の教育研究等の目標や経営戦略に基づき、新キャンパスへの統合移転整備を含め、計画的な施設設備の整備と既存施設設備の有効活用を図る。 「国立大学施設緊急整備5ヵ年計画」に基づく事業の確実な履行を図る。</p>	<p>その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置 1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置 (1) 新キャンパス統合移転整備 1) 施設設備の整備に関する具体的方策 「九州大学新キャンパス・マスタープラン2001」（平成13年3月策定）に基づき第1ステージ及び第2ステージに係る統合移転計画を着実に推進する。 平成17年度後期に第1期開校を行う。 国際的、先端的教育研究施設設備を整備するとともに「九州大学学術研究都市構想」における学内タウン・オン・キャンパスの整備を推進する。 糸島地区の歴史、自然環境の保全はもとより、地球温暖化等の地球環境問題に対処するため、水や廃棄物に関する環境マネジメントシステムを導入し、21世紀をリードする環境配慮型キャンパスを実現する。 社会に開かれた大学を目指し、身体障害者や高齢者をはじめ多様な利用者が円滑に利用できるよう、バリアフリー対策を計画的に実施する。 既に契約済みのPFI事業については、確実に実施するとともに、新たな整備手法（PFI事業等）の導入を推進する。 2) 施設設備の有効活用及び維持管理に関する具体的方策 平成17年度の新キャンパス第1期開校に合わせて、経営的視点に立った全施設設備のマネジメントを行うため、スペース管理及び施設設備維持保全計画を策定する。 講義室・ゼミ室・会議室等の有効活用を図るためのシステムを導入する。</p>

	<p>「九州大学における施設等の有効活用に関する指針」（平成13年度策定）に基づき、教育研究の活性化を促す空間を創出するなど、施設設備の有効活用を図る。 新キャンパスにおいては、一定割合の全学共用スペースを確保する。</p> <p>(2) 既存キャンパス整備</p> <p>1) 施設設備の整備に関する具体的方策 三病院統合の理念に基づき、新病院の整備を着実に推進する。 教育研究等の計画に基づき、既存施設設備の点検・評価を実施し、計画的な施設設備の整備を行う。 社会に開かれた大学を目指し、身体障害者や高齢者をはじめ多様な利用者が円滑に利用できるよう、バリアフリー対策を計画的に実施する。 新たな整備手法（PFI事業等）の導入を推進する。</p> <p>2) 施設設備の有効活用及び維持管理に関する具体的方策 経営的視点に立った全施設設備のマネジメントを行うため、スペース管理及び施設設備維持保全計画を策定する。 講義室・ゼミ室・会議室等の有効活用を図るためのシステムを導入する。 「九州大学における施設等の有効活用に関する指針」（平成13年度策定）に基づき、教育研究の活性化を促す空間を創出するなど、施設設備の有効活用を図る。</p>
<p>2 安全管理に関する目標 各種災害に対応した全学的な総合防災計画を策定する。 労働災害等の防止のための責任体制の明確化等その防止に関する総合的計画的な対策を推進する。</p>	<p>2 安全管理に関する目標を達成するための措置 各種災害に適切に対応するため、学内教職員のみならず周辺住民の被災時の動向も考慮した、学内各施設の特徴を踏まえた全学的な総合防災計画を策定する。 各種災害対策マニュアルを作成し、全学及び部局等单位での防災訓練の定期的な実施に努める。 労働安全衛生法等を踏まえた安全衛生管理体制を構築し、放射性物質及び核燃料物質並びに危険化学物質等の管理体制を定期的に点検するとともに、安全管理の指針を作成し、安全管理・事故防止の徹底を図る。 学生等が実験・実習する場合における安全マニュアルを作成し、実験系の学部、学府、研究院、附置研究所等においては、定期的・組織的な安全教育を実施することにより事故防止の徹底を図る。</p>

中期目標		中期計画	
別表（学部，学府，研究院）		別表（収容定員）	
学 部	文学部	平 成 16 年 度	文学部 640人
	教育学部		教育学部 200人
	法学部		法学部 980人
	経済学部		経済学部 1,040人
	理学部		理学部 1,134人
	医学部		医学部 888人
	歯学部		(うち医師養成に係る分野600人)
	薬学部		歯学部 350人
	工学部		(うち歯科医師養成に係る分野350人)
	芸術工学部		薬学部 320人
農学部	工学部 3,228人		
学 府	人文科学府	人文科学府 196人	
	比較社会文化学府	(うち修士課程 112人 博士後期課程 84人)	
	人間環境学府	比較社会文化学府 220人	
	法学府	(うち修士課程 100人 博士後期課程 120人)	
	法務学府	人間環境学府 322人	
	経済学府	(うち修士課程 190人 博士後期課程 132人)	
	理学府	法学府 232人	
	数理学府	(うち修士課程 133人 博士後期課程 99人)	
	システム生命科学府	法務学府 100人	
	医学系学府	(うち法曹養成課程 100人)	
	歯学府	経済学府 259人	
	薬学府	(うち修士課程 184人 博士後期課程 75人)	
	工学府	理学府 522人	
	芸術工学府	(うち修士課程 304人 博士後期課程 218人)	
研 究 院	人文科学研究院	数理学府 211人	
	比較社会文化研究院	(うち修士課程 108人 博士後期課程 103人)	
	人間環境学研究院	システム生命科学府 76人	
	法学研究院	(うち博士課程 76人 (5年一貫制))	
	経済学研究院	医学系学府 606人	
	言語文化研究院	(うち修士課程 80人 博士課程 526人)	
	理学研究院	歯学府 172人	
	数理学研究院	(うち博士課程 172人)	
	医学研究院		
	歯学研究院		
	薬学研究院		
	工学研究院		
	芸術工学研究院		
	システム情報科学研究院		
総合理工学研究院			

	農学研究院
附 置 研 究 所	生体防御医学研究所
	応用力学研究所
	先導物質化学研究所
医療 技術 短期 大学 部	看護学科
	診療放射線技術学科
	衛生技術学科

は全国共同利用の機能を有する
附置研究所

薬学府	188人 〔うち修士課程 110人〕 〔博士後期課程 78人〕
工学府	902人 〔うち修士課程 526人〕 〔博士後期課程 376人〕
芸術工学府	216人 〔うち修士課程 156人〕 〔博士後期課程 60人〕
システム情報科学府	384人 〔うち修士課程 230人〕 〔博士後期課程 154人〕
総合理工学府	556人 〔うち修士課程 328人〕 〔博士後期課程 228人〕
生物資源環境科学府	559人 〔うち修士課程 322人〕 〔博士後期課程 237人〕

医療技術短期大学部

看護学科	80人
診療放射線技術学科	40人
衛生技術学科	40人

平 成 17 年 度	文学部	640人
	教育学部	200人
	法学部	920人
	経済学部	1,020人
	理学部	1,126人
	医学部	1,048人 (うち医師養成に係る分野600人)
	歯学部	350人 (うち歯科医師養成に係る分野350人)
	薬学部	320人
	工学部	3,222人
	農学部	922人

人文科学府	196人 〔うち修士課程 112人〕 〔博士後期課程 84人〕
比較社会文化学府	220人 〔うち修士課程 100人〕 〔博士後期課程 120人〕
人間環境学府	322人 〔うち修士課程 190人〕 〔博士後期課程 132人〕
法学府	197人 〔うち修士課程 110人〕 〔博士後期課程 87人〕

法務学府	200人 (うち法曹養成課程200人)
経済学府	256人 (うち修士課程184人 博士後期課程72人)
理学府	517人 (うち修士課程304人 博士後期課程213人)
数理学府	210人 (うち修士課程108人 博士後期課程102人)
システム生命科学府	114人 (うち博士課程114人 (5年一貫制))
医学系学府	597人 (うち修士課程80人 博士課程517人)
歯学府	172人 (うち博士課程172人)
薬学府	188人 (うち修士課程110人 博士後期課程78人)
工学府	901人 (うち修士課程526人 博士後期課程375人)
芸術工学府	216人 (うち修士課程156人 博士後期課程60人)
システム情報科学府	383人 (うち修士課程230人 博士後期課程153人)
総合理工学府	556人 (うち修士課程328人 博士後期課程228人)
生物資源環境科学府	553人 (うち修士課程322人 博士後期課程231人)

平成18年度	文学部	640人
	教育学部	200人
	法学部	860人
	経済学部	1,000人
	理学部	1,118人
	医学部	1,208人 (うち医師養成に係る分野600人)
	歯学部	350人 (うち歯科医師養成に係る分野350人)
	薬学部	320人
	工学部	3,216人
芸術工学部	808人	

農学部 916人

人文科学府	196人	(うち修士課程 112人 博士後期課程 84人)
比較社会文化学府	220人	(うち修士課程 100人 博士後期課程 120人)
人間環境学府	322人	(うち修士課程 190人 博士後期課程 132人)
法学府	185人	(うち修士課程 110人 博士後期課程 75人)
法務学府	300人	(うち法曹養成課程 300人)
経済学府	256人	(うち修士課程 184人 博士後期課程 72人)
理学府	517人	(うち修士課程 304人 博士後期課程 213人)
数理学府	210人	(うち修士課程 108人 博士後期課程 102人)
システム生命科学府	152人	(うち博士後期課程 152人 (5年一貫制))
医学系学府	588人	(うち修士課程 80人 博士課程 508人)
歯学府	172人	(うち博士課程 172人)
薬学府	188人	(うち修士課程 110人 博士後期課程 78人)
工学府	901人	(うち修士課程 526人 博士後期課程 375人)
芸術工学府	216人	(うち修士課程 156人 博士後期課程 60人)
システム情報科学府	383人	(うち修士課程 230人 博士後期課程 153人)
総合理工学府	556人	(うち修士課程 328人 博士後期課程 228人)
生物資源環境科学府	553人	(うち修士課程 322人)

			(博士後期課程 2 3 1 人)
平成19年度	文学部	6 4 0 人	
	教育学部	2 0 0 人	
	法学部	8 0 0 人	
	経済学部	1 , 0 0 0 人	
	理学部	1 , 1 1 8 人	
	医学部	1 , 2 0 8 人	(うち医師養成に係る分野 6 0 0 人)
	歯学部	3 5 0 人	(うち歯科医師養成に係る分野 3 5 0 人)
	薬学部	3 2 0 人	
	工学部	3 , 2 1 6 人	
	芸術工学部	8 0 8 人	
	農学部	9 1 6 人	
	人文科学府	1 9 6 人	(うち修士課程 1 1 2 人) (博士後期課程 8 4 人)
	比較社会文化学府	2 2 0 人	(うち修士課程 1 0 0 人) (博士後期課程 1 2 0 人)
人間環境学府	3 2 2 人	(うち修士課程 1 9 0 人) (博士後期課程 1 3 2 人)	
法学府	1 8 5 人	(うち修士課程 1 1 0 人) (博士後期課程 7 5 人)	
法務学府	3 0 0 人	(うち法曹養成課程 3 0 0 人)	
経済学府	2 5 6 人	(うち修士課程 1 8 4 人) (博士後期課程 7 2 人)	
理学府	5 1 7 人	(うち修士課程 3 0 4 人) (博士後期課程 2 1 3 人)	
数理学府	2 1 0 人	(うち修士課程 1 0 8 人) (博士後期課程 1 0 2 人)	
システム生命科学府	1 9 0 人	(うち博士後期課程 1 9 0 人) ((5 年一貫制))	
医学系学府	5 8 8 人	(うち修士課程 8 0 人) (博士課程 5 0 8 人)	
歯学府	1 7 2 人	(うち博士課程 1 7 2 人)	
薬学府	1 8 8 人	(うち修士課程 1 1 0 人) (博士後期課程 7 8 人)	

工学府	901人	(うち修士課程 526人 博士後期課程 375人)
芸術工学府	216人	(うち修士課程 156人 博士後期課程 60人)
システム情報科学府	383人	(うち修士課程 230人 博士後期課程 153人)
総合理工学府	556人	(うち修士課程 328人 博士後期課程 228人)
生物資源環境科学府	553人	(うち修士課程 322人 博士後期課程 231人)

平成20年度	文学部	640人
	教育学部	200人
	法学部	800人
	経済学部	1,000人
	理学部	1,118人
	医学部	1,208人
		(うち医師養成に係る分野 600人)
	歯学部	350人
		(うち歯科医師養成に係る分野 350人)
	薬学部	320人
工学部	3,216人	
芸術工学部	808人	
農学部	916人	

人文科学府	196人	(うち修士課程 112人 博士後期課程 84人)
比較社会文化学府	220人	(うち修士課程 100人 博士後期課程 120人)
人間環境学府	322人	(うち修士課程 190人 博士後期課程 132人)
法学府	185人	(うち修士課程 110人 博士後期課程 75人)
法務学府	300人	(うち法曹養成課程 300人)
経済学府	256人	(うち修士課程 184人 博士後期課程 72人)
理学府	517人	(うち修士課程 304人 博士後期課程 213人)

数理学府	210人	(うち修士課程 108人 博士後期課程 102人)
システム生命科学府	190人	(うち博士課程 190人 (5年一貫制))
医学系学府	588人	(うち修士課程 80人 博士課程 508人)
歯学府	172人	(うち博士課程 172人)
薬学府	188人	(うち修士課程 110人 博士後期課程 78人)
工学府	901人	(うち修士課程 526人 博士後期課程 375人)
芸術工学府	216人	(うち修士課程 156人 博士後期課程 60人)
システム情報科学府	383人	(うち修士課程 230人 博士後期課程 153人)
総合理工学府	556人	(うち修士課程 328人 博士後期課程 228人)
生物資源環境科学府	553人	(うち修士課程 322人 博士後期課程 231人)
平成21年度	文学部	640人
	教育学部	200人
	法学部	800人
	経済学部	1,000人
	理学部	1,118人
	医学部	1,208人
		(うち医師養成に係る分野 600人)
	歯学部	350人
		(うち歯科医師養成に係る分野 350人)
	薬学部	320人
工学部	3,216人	
芸術工学部	808人	
農学部	916人	
人文科学府	196人	(うち修士課程 112人 博士後期課程 84人)
比較社会文化学府	220人	(うち修士課程 100人 博士後期課程 120人)

人間環境学府	322人 〔うち修士課程 190人〕 〔博士後期課程 132人〕
法学府	185人 〔うち修士課程 110人〕 〔博士後期課程 75人〕
法務学府	300人 〔うち法曹養成課程 300人〕
経済学府	256人 〔うち修士課程 184人〕 〔博士後期課程 72人〕
理学府	517人 〔うち修士課程 304人〕 〔博士後期課程 213人〕
数理学府	210人 〔うち修士課程 108人〕 〔博士後期課程 102人〕
システム生命科学府	190人 〔うち博士後期課程 190人〕 〔5年一貫制〕
医学系学府	588人 〔うち修士課程 80人〕 〔博士課程 508人〕
歯学府	172人 〔うち博士課程 172人〕
薬学府	188人 〔うち修士課程 110人〕 〔博士後期課程 78人〕
工学府	901人 〔うち修士課程 526人〕 〔博士後期課程 375人〕
芸術工学府	216人 〔うち修士課程 156人〕 〔博士後期課程 60人〕
システム情報科学府	383人 〔うち修士課程 230人〕 〔博士後期課程 153人〕
総合理工学府	556人 〔うち修士課程 328人〕 〔博士後期課程 228人〕
生物資源環境科学府	553人 〔うち修士課程 322人〕 〔博士後期課程 231人〕